

2012 年 11 月 29 日

消費者庁 食品表示課 意見募集担当 様

「新食品表示制度について」

日本生活協同組合連合会

電話：03-5778-8109

全体意見：新食品表示制度策定にあたり、意見交換会や意見募集といった、広く関係者の意見を聞き入れる取り組みが行われたことに関し感謝いたします。日本生協連はこれまで食品表示は消費者の立場に立った正しくわかりやすいものであることが重要であると考え、①商品の内容物と特性を正しく伝え、②商品を選ぶときに役立ち、③利用しやすい表示をめざし、生協のブランドCO・OP商品には、自主基準をもとに国の基準を上回る内容を表示してきました。また、各地の生協では、食品安全や表示の学習会などの啓発活動も行ってきました。これらの経験をふまえ、以下の4点を申し述べさせていただきます。

1. 新しい食品表示制度は、安全性に係る情報を消費者に確実に提供することを最優先し、このことが法に反映されることを望みます。

食品表示一元化検討会（一元化検討会）において、食品表示に係わる情報の重要性の整序について議論が行われ、『情報の重要性は消費者によって異なり、より重要な情報がより確実に伝わるのが適切』とされました。その上で、食品表示制度の目的は『食品の安全性に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付けること』とされました。消費者・国民の健康保護のためには、アレルギー表示・消費期限・保存方法・栄養成分（栄養表示は中長期視野で捉えると生活習慣病などを回避するための目安となりうる）など安全性に係る情報が優先され、これらが見やすく表示されることが重要だと考えます。新しい食品表示制度は、安全性に係る情報を消費者に確実に提供することを最優先し、このことが法に反映されることを望みます。

2. 加工食品の栄養表示を原則義務化とすることに賛成します。消費者の学習環境の整備に力が注がれることを望みます。

WHO（World Health Organization）は、非感染性疾患^{*}（NCD：Non Communicable Disease）から消費者を保護する栄養方針を採択、これを受けて、コーデックス委員会では、栄養表示を見直す作業を行っており、一元化検討会の報告書の冒頭にもNCDへの考慮の必要性が言及されています。また、国内における取り組みでは健康日本21（第2次）において、適正な栄養状態、適正な栄養素（食物）の摂取のための個人の行動及び個人の行動を支援するための環境づくりについて目標設定が行われています（例えば成人1人あたりの平均食塩摂取量を2.6g減少することなど）。

^{*}世界保健機関（WHO）は、不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などの原因が共通しており、生活習慣の改善により予防可能な疾患をまとめて「非感染性疾患（NCD）」と位置付けている。主なNCDとしては心血管疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患など。

このような国際的かつ日本国内の活動に鑑み、栄養表示の重要性を認識することは重要であり、新食品表示制度における加工食品栄養表示の原則義務化に賛成します。については今後おこなわれる環境整備（表示義務に関する細目の検討、データベース等事業者が円滑に表示を行えるようにするための環境、消費者への認識醸成のための環境）について具体的な検討事項とスケジュールを明確に示してください。また、特に栄養表示は消費者自身が栄養表示を理解し、普段のくらしに生かしていくことが大切であることから、消費者の積極的な活用についての具体的な検討を行い、学習環境の整備に力が注がれることを望みます。

3. 栄養表示以外の義務的表示事項の拡充・拡大は慎重に行うべきです。

情報の整序を考える際、食品の安全性確保に係わらない情報については、個々の消費者により、求める情報が異なるということを考慮する必要があります。優先順位を度外視し、全ての情報を表示しようとするれば情報量が多すぎて見づらくなったり、原料原産地では変化する調達先を正確に表示することは現実的に困難であるといった問題が出てきます。したがって、場合によっては法で定める表示事項を拡大することよりも、ガイドラインのような形で国が推奨する方向性を示したり、業界による自主的な取り組みを行政として促進させたりするといったことが現実的で望ましい方向であると考えます。栄養表示以外の義務的表示事項の拡充・拡大に関しては現行表示のふりかえりと見直し、過去に行われた検討会や海外事情などを踏まえ、慎重な議論を行うべきです。

また、原料原産地表示については、これまでの消費者委員会「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」および一元化検討会において多方面の検討を行った結果、これ以上の拡充をさせることの論理的な目的が定められず結論が出なかった論点であり、国際的にも表示することが認められていない現状があることは留意すべきと考えます。

4. 法案検討作業に関しては国民へわかりやすく説明を行う必要があると思われます。是正・執行・申し出制度に関しては熟考し、より良いものとなることを期待します。

現在、消費者庁における新食品表示法の法案検討作業の説明として法律レベルで定める事項と府令・告示レベルで定める事項とに分けて説明が行われており、新法制定に伴う表示基準（個別課題）の移行については府令および告示レベルで定める旨の説明が行われています。この間の説明には、一元化検討会において議論されていなかった是正・執行・申し出制度が盛り込まれていますが、これまで一元化検討会で議論されたことと、そこからあらたに提案したことなど、経緯や意味合いも含め国民へわかりやすく説明を行う必要があると思われます。

また、是正・執行・申し出制度は食品表示制度としてなくてはならない機能であると考えますが、早急に結論を出すことなく国民のための総合的かつ機能的な監視マネジメントとなるよう熟考し、より良いものとなることを期待します。